



# 厚岸町内で利用できる『障がい福祉サービス事業所』を紹介します



<p><b>①ホームヘルプサービス(居宅介護)・重度訪問介護</b></p> <p>【内容】 ホームヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いやできないことを手伝ってくれます。(着替え・入浴・食事の用意・掃除・洗濯の手伝いなど)</p> <p>【事業所】 ●厚岸町社会福祉協議会(梅香町2丁目27) ☎53-3811 ●ホームヘルプステーションおはなさん(光栄143番地) ☎53-2200</p>	<p><b>②ショートステイ(短期入所) ※18歳以上のみ</b></p> <p>【内容】 家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。</p>  <p>【事業所】 ●特別養護老人ホーム心和園(白浜4丁目1) ☎52-6373 ※定員10人</p>	<p><b>③児童デイサービス</b></p> <p>【内容】 発達に遅れのある子どもたちのためのデイサービスです。</p>  <p>【事業所】 ●厚岸町子ども発達支援センター(住の江1丁目2) ☎52-7122 ※定員10人</p>
<p><b>④就労継続支援(B型)</b></p> <p>【内容】 会社以外の場所で支援を受けながら働くことができます。</p>  <p>【事業所】 ●のんき村(片無去666) ☎57-2232 ※定員10人 ●福祉工房ポテトハウス(真栄1丁目168) ☎52-5548 ※定員20人</p>	<p><b>⑤グループホーム・ケアホーム</b></p> <p>【内容】 障がいのある人たちがアパートや一般の家と一緒に暮らし、世話人や生活支援員から、日常生活の手伝いを受けることができます。(入浴・トイレ・食事・お金の管理など)</p> <p>【事業所】 ●のんき村男衆の宿(上尾幌81) ※定員4人</p>	<p><b>⑥自立訓練(生活訓練)</b></p> <p>【内容】 障がいのある人が地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。</p>  <p>【事業所】 ●多機能型生活訓練施設ののんき村(片無去666) ☎57-2232 ※定員6人</p>
<p><b>⑦地域活動支援センター</b></p> <p>【内容】 障がいのある人がすきなときに来て、仲間と話したり創作活動を行います。活動内容はみんなで決め、将来の夢や希望をかなえるための相談や手伝いをしてくれます。</p> <p>【事業所】 ●企業組合エーエスユー(真栄1丁目64) ☎52-8155</p>	<p><b>⑧デイサービス事業</b></p> <p>【内容】 身体に障がいのある人が、施設で日中活動の支援を受けることができます。</p>  <p>【事業所】 ●在宅老人デイサービスセンター(白浜4丁目1) ☎52-3901</p>	<p><b>⑨障がい福祉専門相談窓口</b></p> <p>【内容】 障がいのある人やその家族などの日常生活全般の相談に応じ、必要な情報や相談内容に応じて適切なサービスの利用や制度の活用、専門機関の紹介などを行います。※毎月、あみか21で専門相談を開催しています。</p> <p>【事業所】 ●地域生活支援センター・ハート釧路(釧路市白金町2) ☎0154-32-7400</p>

私たちの住む地域社会は、さまざまな人々によって構成されています。男性も女性も、子どもも高齢者も、健康な人も病気の人も、身体の不自由な人もそうでない人も…。それぞれがありのままに存在し、共に暮らしていることが正常な姿なのです。

そのような考え方に立ち、どのような人でも人である限り、その人の住んでいる地域社会で、普通の生活を営む上で困難を感じることはないよう、社会の大多数の人々の標準的な暮らしや様式に、可能な限り近づけることができる条件づくりを保障していくこと。それが『ノーマライゼーション』です。

町では、障がいのある人の必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と、円滑な事業実施を図ることを目的に、平成19年3月、『厚岸町障がい福祉計画(第1期)』を策定し、サービスを必要とする全ての障がいのある人に提供される体制づくりに努めてきました。

計画期間が終了する昨年度、第1期計画の進捗状況等の分析や評価を行い、引き続き取り組むべき課題や新たな課題について整理し、より適切なサービス提供体制の確保に向けた取り組みを進めるため、平成23年度を目標とした『厚岸町障がい福祉計画(第2期)』を策定しました。

この計画では、今後3年間のサービス見込量を推計し、それに向けた取り組み内容を示しています。

**①障がい者の自己選択と自己決定の尊重**

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種類や程度を問わず、障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、自立と社会参加の実現が図られるよう支援します。

**②3障がいの制度の一元化**

身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれ障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、格差のないサービスの提供を目指します。

**③地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤の整備**

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービスの提供基盤を整備するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、ボランティアやNPO法人、住民団体等の地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備に努めます。

**計画の基本理念**

障害者自立支援法の趣旨にのっとり、また、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次の3点を基本理念としています。

①障がい者の自己選択と自己決定の尊重

②3障がいの制度の一元化

③地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤の整備

■身体障害者手帳等所持者の推移 (単位：人/各年3月末現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口	11,870	11,679	11,517	11,219	11,014
身体障害者手帳所持者	600	606	613	615	613
療育手帳所持者	68	72	74	76	75
精神障害者保健福祉手帳所持者	18	20	25	27	29
3障害手帳所持者の合計	686	698	712	718	717
人口に対する手帳所持者の割合	5.8%	6.0%	6.2%	6.4%	6.5%

人口は毎年減少していますが、障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。これは、人口に対する手帳保持者の割合が増加していることとなります。

厚岸町障がい福祉計画(第2期)は38ページにまとめられた冊子になっており、福祉課障害福祉係(保健福祉総合センターあみか21内)の窓口で配布しています。なお、窓口に来られない場合は、郵送しますので連絡してください。

●計画、障がい者(児)福祉施策に関する問い合わせ/福祉課障害福祉係 ☎533333